



安全衛生通信

【令和8年9月号】

北海道労働局

9月は「**職場の健康診断実施強化月間**」です。本月間を契機とした**健康診断の適切な実施**、下記を参考に異常所見者に対する**医師からの意見聴取及び事後措置**の徹底をお願いします。

健康診断

所見有り

所見無し:健康診断実施後の処理をして終了

医師等からの意見聴取→個人票に記載

就業区分		就業上の措置
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業の転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

健康診断実施後の措置

- 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換等の措置を講ずる。
- 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告等

今年も10月1日～7日まで**全国労働衛生週間**が実施されます。（**9月は準備期間**）なお、本週間の実施要綱等はURL及び二次元コードによりダウンロードできます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74929.html



移動式クレーン安全対策について

転倒災害の例

クレーン作業中、過荷重・無理な作業や不安定な地盤での作業により、トラックが傾き、転倒した。

転倒!

主な原因

- ・過荷重での作業
 - ・クレーンの作業半径が大きすぎる
 - ・アウトリガの不十分な張出し、または不設置
 - ・軟弱な地盤や傾斜地での作業
 - ・急な旋回・停止などの無理な操作
- ※作業前の確認不足や合図不良も要因となります。

共通事項



有資格者が
運転・作業する



合図は明確に、
連絡を確実に



作業区域の立入禁止
措置を行う

転倒災害防止のポイント

① 作業計画の作成と作業半径・荷重の確認

・定格総荷重表を確認し、無理な作業をしない。

定格総荷重表(例)

吊り上げ位置	吊り上げ重量	吊り上げ位置	吊り上げ重量
1	1000kg	2	1000kg
3	1000kg	4	1000kg
5	1000kg	6	1000kg
7	1000kg	8	1000kg
9	1000kg	10	1000kg



②

アウトリガを確実に張り出し、
水平堅土上で作業する

・敷板を使用し、水平を確保する。

③

荷の吊り上げは、低い位置で行い、
急な旋回・停止をしない



④

作業前点検・定期点検の実施

・フック、ワイヤロープ、各種装置を
必ず確認する。



必ず確認! 安全装置

フックの外れ止め

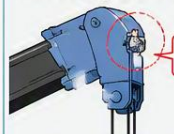
フックの外れ止め(ラッチ)が
確実に閉じていることを確認する。



外れ止め
(ラッチ)

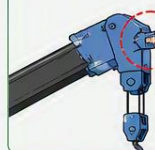
巻過防止装置

フックが巻上げ過ぎてブーム先端に
衝突することを防止する装置。



巻過防止装置

フックが上限位置に達すると
自動的に巻上げを停止します。



STOP!

作業計画の作成・点検の実施・正しい操作で、転倒災害を防止しよう!

作業方法等の決定について

移動式クレーンを用いて作業を行うときは、**あらかじめ**、作業方法(敷板等の設置やつり荷の重量に対応した作業半径等を定めた作業の方法)を定めて、作業開始前に関係労働者に周知してください。

安全装置

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーンには、次の安全装置を設けることが義務付けられております。**安全装置が有効な状態で使用**されるよう年次検査、月例検査及び作業前点検を行ってください。

- ① 巻過防止装置又は巻過警報装置
- ② 過負荷防止装置(定格荷重制限装置※¹、定格荷重指示装置※²)
- ③ 荷重計
- ④ フックの外れ止め

※ ②の設置は、**平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン**、又は**平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーン**については、義務化されておられません。

この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。